

公益財団法人秦野市スポーツ協会寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体から受領する寄附金
- (2) 賛助会費 この法人の個人又は団体の会員から「賛助会員」として一定期間に募る寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50パーセント以上をこの法人の定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

3 一般寄附金については、寄附申込書（第1号様式）により処理するものとする。

(賛助会員の募集)

第4条 賛助会員の募集に当たっては、別に定める。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及び受領年月日を記載するものとする。

(寄附金の使途の報告)

第6条 この法人は、この法人の定款第6条に規定する事業年度終了後、その寄附金に関わる収支決算及び事業報告を寄附者に報告するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(公開情報)

第7条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項につい

て、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

寄 附 申 込 書

年 月 日

公益財団法人
秦野市スポーツ協会会長

住 所
氏 名

印

私は、次のとおり貴法人に寄附します。

1 現金（有価証券） 円

2 物品・固定資産
（量・種類等の内訳を記載）

3 上記の利用目的

(1) [] 事業に使用されたい。

(2) 貴法人の公益目的事業に全般に使用されたい。

(3) 特に使用目的については、指定しません。

(4) その他 []

4 その他